

平成 2 2 年第 7 回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 (開会)

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 (閉会)

平成 22 年第 7 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 平成 22 年 11 月 26 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 22 年 11 月 26 日（10 時 00 分）

○出 席 議 員

1 番	齊 藤 鉄 子 君	2 番	小 林 信 君
3 番	長 井 直 人 君	4 番	石 川 富 三 君
5 番	鈴 木 米 雄 君	6 番	中 田 吉 穂 君
7 番	北 林 甚 一 君	8 番	武 石 善 治 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 宏 晨
副 村 長	萩 野 芳 昭
総務課長兼診療所事務長	鈴 木 義 廣
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 壽 美 子
産 業 課 長	小 林 悦 次
建 設 課 長	小 林 隆
特別養護老人ホーム施設長	中 嶋 辰 雄
代 表 監 査 委 員	加 賀 谷 敏 明
教 育 長	小 林 茂
教育委員会事務局長	田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	萩 野 謙 一
議会書記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 22 年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 2 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 3 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 4 号 平成 22 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 5 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 6 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 7 号 平成 22 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 10 議案第 8 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 11 議案第 9 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 12 議案第 10 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 11 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 13 号 光ファイバ芯線等の賃貸借に関する契約の締結について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

1 番 齊 藤 鉄 子 君

2 番 小 林 信 君

10時00分 開会

○議長（武石善治） ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第7回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武石善治） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番 齊藤鉄子君、2番 小林信君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武石善治） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので報告いたします。

副村長、萩野芳昭君。総務課長兼診療所事務長、鈴木義廣君。住民福祉課長、鈴木壽美子君。産業課長、小林悦次君。建設課長、小林隆君。特別養護老人ホーム施設長、中嶋辰雄君。代表監査委員、加賀谷敏明君。教育長、小林茂君。教育委員会事務局長、田中文隆君。

日程第3 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第3 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案関係の1ページをお開き願います。議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ205万2,000円を追加する補正でありまして、補正後の総額が23億7,145万7,000円となるものであります。

詳細について説明いたします。7ページをお開き願います。歳入であります。

14 款 2 項 7 目労働費県補助金であります。149 万円の追加であります。これは緊急雇用創出臨時対策基金事業費ということで、ICT利活用支援事業に充当するものであります。

次に 15 款 1 項 1 目財産貸付収入ということで、56 万 2,000 円、これは光ファイバーをNTTに貸し付けするための収入56万2,000円の追加となっております。

歳出の方、次のページ 8 ページからになりますけれども、今回の補正の減額につきましては、秋田県人事委員会の勧告に基づく減額補正となっておりますのでご理解をお願いいたします。その他に追加になっている部分についてご説明いたします。

9 ページ、5 目財産管理費であります。これは、光ファイバー関連の保険料 3 万 6,000 円の追加となっております。20 目の情報通信施設管理費ということで総額で 206 万 8,000 円の追加となっております。内容につきましては 4 節共済費で 14 万 5,000 円の追加であります。これは ICT利活用支援事業に充当され、雇用される 4 名の方の社会保険料となっております。7 節の賃金につきましては 107 万 6,000 円の追加となっております。4 名分の賃金 2 カ月分をみております。8 節の報償費につきましては 8 万円であります。講師謝礼、講習用。一般雇用された人を講習を受けてから各世帯を訪問するというので、講習費用を 8 万円計上しております。11 節の需用費につきましては燃料費、後で出てきますけれど車をリースで借り上げてその燃料を 2 万 1,000 円追加となっております。13 節の委託料につきましては 57 万 8,000 円の委託保守管理、光ファイバーのIRU契約に伴う管理委託料 56 万 2,000 円と施設分 1 万 6,000 円分計上しております。14 節の使用料及び賃借料につきましては 16 万 8,000 円。内容につきましては、パソコンの借上料 4 台分 4 万 2,000 円、それから車の借上料 2 台、12 万 6,000 円の追加となっております。ICT利活用支援事業につきましては県の緊急雇用の補助金の対象となることになっております。よろしくご審議の方お願いいたします。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第 1 号 平成 22 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号から日程第11 議案第9号 上程

○議長(武石善治) 日程第4 議案第2号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第11 議案第9号 平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入についての件まで、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(鈴木義廣) 予算関係議案の27ページをお開き願います。議案第2号につきましては平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算であります。これにつきましては、一般会計と同様、人事院勧告に伴う職員給の減額、5万8,000円を減額しまして補正後の総額を3億9,398万3,000円とするものであります。詳細につきましては人事院勧告に伴うものになっておりますのでよろしく願います。

次に、議案第3号であります。41ページをお開き願います。平成22年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。これにつきましても人事院勧告に伴いまして、25万1,000円を減額する内容となっております。補正後の総額は1億1,964万5,000円となるものであります。

次に議案第4号、55ページになります。平成22年度上小阿仁村特別養護施設特別会計の補正予算であります。これにつきましては、歳出予算の組み替えとなっております。58ページをお開き願います。歳出であります。1款1項1目、人事院勧告に伴いまして110万1,000円の減額となっております。それを予備費で調整するというようになっております。

それから、議案第5号、65ページになります。平成22年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算であります。これにつきましても、人事院勧告に伴いまして、職員給を5万9,000円減額しまして補正後の総額を7,405万7,000円とするものとなっております。詳細につきましては人勧の部分の減額となっております。

次に議案第6号であります。79ページになります。平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計の補正予算であります。これにつきましても人事院勧告に伴いまして、職員給を2万3,000円減額するものでありまして補正後の総額が5,991万9,000円となるものであります。

次に議案第7号、93ページになります。平成22年度上小阿仁村介護保険事

業勘定特別会計の補正予算であります。これにつきましても人事院勧告に伴いまして、職員給を16万2,000円減額するものでありまして補正後の総額が3億8,653万3,000円となるものであります。

次に議案関係の繰りをご覧いただきたいと思っております。1ページ議案第8号平成22年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。これにつきましても職員の人件費の減に伴いまして、一般会計から繰り入れる額を5万9,000円減額するものでありまして、トータルで繰り入れる額を4,699万6,000円以内とするものであります。

次のページをお開き願います。議案第9号であります。平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてであります。これにつきましても人勧に伴いまして職員給与費分として一般会計から繰り入れる額を2万3,000円減額しまして、繰り入れる額の総額を4,390万3,000円以内とする内容となっておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号から議案第9号までについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第2号 採決

○議長（武石善治） 議案第2号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第3号 採決

○議長（武石善治） 議案第3号 平成22年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第4号 採決

○議長（武石善治） 議案第4号 平成22年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第5号 採決

○議長（武石善治） 議案第5号 平成22年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第6号 採決

○議長（武石善治） 議案第6号 平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第7号 採決

○議長（武石善治） 議案第7号 平成22年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第8号 採決

○議長（武石善治） 議案第8号 平成22年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号 採決

○議長(武石善治) 議案第9号 平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第10号から日程第14 議案第12号 上程

○議長(武石善治) 日程第12 議案第10号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第14 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(鈴木義廣) 議案第10号、3ページになります。議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては次のページをお開き願います。第1条と第2条あるわけですが、第1条につきましては22年4月1日施行の分でありまして、12月の期末手当を0.075カ月分減額するものであります。

第2条につきましては、23年の4月1日からの施行ということで期末手当6月分を100分の137.5、それから12月の支給率を100分の155に改めるものであります。年間の期末手当の支給率につきましては22年度当初3カ月分ということで予算をみてみますけれども、今回の改正に伴いまして実質22年度は100分の292.5カ月分の支給ということになりまして、0.075カ月分引き下げになるということになります。これが議員の方であります。

次に議案第11号であります。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、内容につきましては6ページになります。この条例の改正につきましても議会の議員の条例と同様の率で改正になるものであります。第1条につきましては22年の12月1日から施行、第2条につきましては23年の4月1日から施行ということになります。ちなみに0.075カ月分の引き下げになるものであります。

次に議案第 12 号であります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。内容につきましては、12 月の期末手当を 0.1 カ月分減額するものであります。それと 55 歳以上で給与表の 6 級に該当した場合、今現在上小阿仁村の職員ではないわけですが、さらに給与表から 1 パーセント下げた月額給与を支給するというふうになっております。

給与表の改正の内容につきましては中高年層が主に減額になります。上小阿仁村の場合、概ね 44 歳以上となるわけで 200 円から 700 円の減額、0.12 パーセント程の減額になります。その他に今回の改正では給与表の改正に伴いこれが 4 月から改正なったものと仮定しまして、その影響額 0.12 パーセントですが、それをさらに減額するというものとなっております。これにつきましては平成 22 年の 12 月 1 日から施行となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 10 号から議案第 12 号までについて討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第 10 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 10 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第 11 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 11 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第 12 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 15 議案第 13 号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第 15 議案第 13 号 光ファイバ芯線等の賃貸借に関する契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 25 ページをお開き願います。議案第 13 号 光ファイバ芯線等の賃貸借に関する契約の締結であります。次のとおり、上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事（設計・施工）で取得した光ファイバ芯線等を地域住民等に電気通信サービスを提供するため、賃貸借により契約を締結したいので、地方自治法第 237 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、契約の目的は光ファイバ芯線等の賃貸借であります。契約の方法は随意契約であります。賃貸借料年間 169 万 517 円であります。うち消費税が 8 万 500 円であります。初年度 22 年度分であります。12 月 1 日からの分になります。56 万 417 円、うち消費税が 2 万 6,686 円になります。金額につきましては先の全協で説明した額より下がっております。年額では 6 万 1,000 円ほど、平成 22 年度分につきましては 3,000 円ほどの減になっております。賃貸借期間につきましては、平成 22 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日までの 10 年間の期間としております。契約の相手方は、秋田市中通 4-4-4、東日本電信電話株式会社 秋田支店 支店長小野寺仁となっております。

資料としまして仮契約書の写し、災害共済事業の資料をお手元に配布しておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「3 番」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 3 番 長井君。

○3 番（長井直人） 全協の時にはこの契約書の内容についてご説明いただいているわけではありますけれど、この契約書の第 1 条、第 2 条でうたっております別紙の 1 から 3 につきまして、これについては既存の設備の概要とその使用についての資料だと思います。これについても実際にあるのであれば議会に

提出しておくべき資料であると思いますので、仮契約の時にできているのであればその確認と、資料があれば配布を求めますので終了後でも結構ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○総務課長（鈴木義廣） 別紙1、2、3につきましては議会終了後配布させていただきますたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（武石善治） 3番さんよろしいですか。他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
議案第13号 光ファイバ芯線等の賃貸借に関する契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉 会

○議長（武石善治） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成22年第7回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

10時30分 閉会